随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（教育委員会事務局分）（令和8年1月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	教職員企画課	228-0238	教職員情報システム改修業務（給特法改正等対応）	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	10,725,000	R8.1.27	令和7年度に給特法改正が実施されることに伴い、教職調整額の引き上げや担任加算制度にかかる給料・手当の算出・支払いを行うこととなる。これにより、教職員情報システム（以下「本システム」という。）にて新制度に対応した事務を行うことができるよう改修する必要がある。本システム全体の既存の機能を損なうことなく改修するためには、本システムに係る詳細な知識や技術が不可欠であるため、本システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると重大な設定漏れ等、システム改修及び改修後の運用に支障が生じることが予想される。その場合、本市及び本市学校園で使用する庶務事務システム・人事管理システム・給与管理システム等の本システムを構成する各システムが正常に稼働せず、本市職員及び本市教職員の勤怠管理や給与支給等に多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外にはないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									